

令和4年1月7日（金）開催

令和3年度  
第10回農業委員会定例総会議事録

横浜町農業委員会

## 第10回横浜町農業委員会定例総会議事録

1. 期 日 令和4年1月7日（金）
2. 開催時間 午後1時30分
3. 場 所 横浜町役場 3階 大会議室
4. 出席委員氏名 1番 菊地國廣 2番 青木一人 3番 野坂時夫  
5番 杉山幸進 6番 秋田孝明 7番 長倉喜美男  
8番 沖津由藏 9番 澤谷政夫
5. 出席職員氏名 農業委員会事務局長 澤谷 誠 主査 秋田 凌
6. 案 件  
報告 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
報告 第2号 農地の転用事実に関する照会について  
議案 第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
議案 第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（一括方式）  
議案 第3号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（改正）に関する協議について

### 7. 議事の経過並びに会議要領

事務局長 それでは定刻となりましたので、ただいまより令和3年12月28日に招集告示致しました令和3年度第10回農業委員会定例総会を開会致します。

（皆様ご起立ください・礼・ご着席ください）

本日、出席されている農業委員は7名で2番 青木一人委員の1名が欠席となりますが、横浜町農業委員会会議規則第7条により、過半数が出席されておりますので総会は成立致します。また、農地利用最適化推進委員より2名出席予定でしたが、橋本推進委員が欠席となります。

なお、2名より欠席の届出がありましたことをご報告致します。

初めに長倉会長よりご挨拶をお願い致します。

議 長 長倉 (あいさつ省略)

事務局長 それでは、横浜町農業委員会会議規則第5条により、会長は総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしくお願い致します。

議 長 長倉 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。  
これより会議に入ります。はじめに、議事録署名委員は議長において指名することにご異議ございませんか。  
ご異議なしと認め、議長より指名致します。  
9番 澤谷政夫 委員、1番 菊池國廣 委員を指名致します。  
次に、会期の決定を行います。総会の会期は本日1日限りしたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。  
ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定致します。

それでは、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局より報告をお願い致します。

事務局 1ページ及び2ページをお願い致します。  
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、ご報告致します。農地法施行規則第21条の規定により、相続等による権利取得に係る届出書を受理したので報告するものであります。今回は相続5件の29筆、面積108,508㎡であります。また、あっせんの希望はございません。なお、届出者には受理通知書を送付済みであります。以上です。

議 長 長倉 ただいまの報告について、ご意見ございませんか。  
(～意見～)  
意見なしと認め、報告第1号を報告済みと致します。  
続きまして、  
報告第2号 農地の転用事実に関する照会について、事務局より報告をお願い致します

事務局 3ページをお願い致します。  
報告第2号 農地の転用事実に関する照会について、ご報告致します。青森地方法務局むつ支局より土地の現況について照会が

ありましたので、現地調査を実施致しました。今回は1件の1筆でございます。対象地については、〇〇〇〇に位置しております。12月27日に現地調査を実施した時点では、悪天候により積雪がひどく現況は確認することができませんでしたが、もともとは1筆1,236㎡の土地であり居宅を建築するため分筆し地目変更したいとのことであらかじめ相談がきておりました。事務局で現地を確認したところ、相当前のものと見受けられる漁具や使用用途の不明な小屋が存在しその周りは原野化及び木が生えており明らかに農地の様相を呈しておらず、復旧するには重機等が必要となることが考えられたため、非農地として回答致しました。位置図は4ページで赤い部分が申請地となります。以上です。

議 長 長倉

ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

(～意見～)

意見なしと認め、報告第2号を報告済みと致します。

ここからは議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

5ページをお願い致します。

ご説明する前に、本日の議案に係る現地調査は令和3年12月27日(月)に、農業委員3番 野坂委員及び農地利用最適化推進委員の橋本委員と濱辺委員並びに事務局の4名で実施しましたことをご報告致します。

それでは、

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明致します。今回の申請は1件でございます。申請内容は5年間の賃貸借であります。以前は、貸付人の父と借受人の父が農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定で契約しておりましたが期間満了となっております。再度契約するため農地法第3条で申請するものであります。申請地の位置図は、6ページでございます。また現地調査の結果については、担当委員

より報告致します。以上です。

議 長 長倉

引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

推進委員 濱辺

農地利用最適化推進委員の濱辺です。

それでは、報告いたします。6ページをご覧ください。申請地は、〇〇〇〇に位置しております。現況については、悪天候及び申請地の位置が除雪を実施しない区域となるため現地を目視確認することはできませんでしたが、申請者へ聞き取りをしたところ牧草を作付けしているとのことでした。

以上で議案第1号の現地調査の結果報告を終わります。

議 長 長倉

ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(～質疑～)

質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第1号は許可することに決定致します。

次に、議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（一括方式）の承認について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

7ページをご覧ください。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（一括方式）の承認について、ご説明いたします。今回の申請は1件の1筆で、農地中間管理機構を活用する計画でございます。申請地は、12月開催の第9回定例総会で賃貸借から使用貸借へ変更するため、合意解約した農地となります。契約内容ですが、貸付人及び借受人に変更はなく、5年間の使用貸借で畑として利用します。使用貸借への変更理由についてですが、当該地は1筆の中に部分的に畑として利用されており、一部農地でその他は原野となっております。今後さらに農地の部分を広げる予定であり、耕作する面積に応じて賃借料も変動していくため、契約内容を賃貸借で設定すると契約期間中料金の変更ができないことから、使用貸借として設定し賃借料は耕作面積に応じて支払うとのことでした。申請地の位置図は8ページにございます。以上です。

議 長 長倉

ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(～質疑～)

質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり承認することに決定致します。

次に、議案第3号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想(改正)に関する協議について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

9ページ及び別紙資料をご覧ください。

議案第3号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想(改正)に関する協議について、青森県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の改正に伴い、町の目標等も見直しすることとなり、農業経営基盤強化促進法施行規則第5条の規定により農業委員会にて協議することとなっております。

見直しの内容については産業振興課 農林グループ担当者より説明していただきます。

よろしく願いいたします。

産業振興課 佐藤

(～内容説明～)

議 長 長倉

ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

事務局長

所得目標についてですが、認定農業者の所得目標となることで認識して良いのですか。

産業振興課 佐藤

そうです。

事務局長

そうすると、農業経営の指標で加工バレイショが改正後に除外されているので所得が改正前より上げづらいと思うのですがいかがでしょうか。

産業振興課 佐藤

県の指標を参考に算定している関係で、加工バレイショという括

りがなくなりバレイショで統一したことによるものですので加工バレイショが無くなったわけではなく県の指標データに合わせた結果であります。

事務局長 面積も全体的に減っているのですがどういふことでしょうか。

産業振興課 佐藤 農業経営の指標は、県の指標データを基に算定しており改正前の10haで算定すると目標の所得額を大幅に超えるため5haで調整いたしました。

事務局長 所得500万円を超える計画となると、現実的に考えて難しいのではないかと思うのですが。

産業振興課 佐藤 あくまで、町独自のデータではなく県全体の指標データを基に算定した所得となります。1つの基準として捉えてください。目標を達成しなければ認定農業者になれないというわけではないです。

農業委員 菊池 なぜ緑肥も経営の指標に含まれているのか。緑肥は収入にはならない。

産業振興課 佐藤 緑肥は、現認定農業者の計画に含まれている計画があったためであります。また、収入の有無に関わらず経営として載せております。

事務局長 緑肥に限らず所得というのは、雑収入や交付金等の収入も入ってくるのでそういう意味でも緑肥が含まれていると考えられますね。

例とすれば、昨年度ナタネのすき込みにたいしての補助金であったり、これも緑肥になりますから収入が発生します。

農業委員 菊池 休耕地は経営面積に考えないのでは。

産業振興課 佐藤 耕作農地のみならず休耕地も管理することを考慮すると経営面積に含むべきと考えます。

農業委員 沖津 緑肥の面積が1.5haだと大きすぎるのではないか。

産業振興課 佐藤 バレイショとながいの収穫後に休ませると、妥当な面積と考えられます。

事務局長 参考に現在の認定農業者は何名ですか。

産業振興課 佐藤 85人です。

事務局長 酪農家はほとんど認定農業者ですか。

産業振興課 佐藤 そうです。

事務局長 今後は、認定農業者の要件が前より厳しくなるということですね。

議長 長倉 様々な意見等ございましたが、これより採決致します。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第3号は異議なしで回答することに決定致します。

以上で、本日の議案審議は全て終了致しました。

その他、事務局から何かあればお願い致します。

事務局長 それでは、これをもちまして、令和3年度第10回農業委員会定例総会を閉会致します。



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに押印する。

令和4年1月7日（金）

横浜町農業委員会

議 長 長倉 喜美男 ⑩

議事録署名者 澤谷 政夫 ⑩

議事録署名者 菊池 國廣 ⑩